

松岳山古墳群の被葬者集団

山 本 昭

1. 松岳山古墳群研究略史
2. 松岳山古墳
3. 松岳山古墳と日葉酢媛陵
4. 武埴安彦の乱と河内青玉繫
5. 豊城命と毛野国
6. 田辺史氏
7. あとがき

1. 松岳山古墳群研究略史

松岳山古墳と小古墳からなる群の研究は、著名な「船氏王後首」の墓誌出土地として江戸時代にはじまる⁽¹⁾。明治45年、喜田貞吉博士は「河内国分山船氏の墳墓—王辰爾墳墓—」(『歴史地理』19の6)において墓誌とこれを蔵した墳についての論を述べた。ついで梅原末治博士は大正5年『歴史地理』28の6、大正6年『歴史地理』29の4、で船氏墓誌出土墳の考察と群中からの出土遺物の研究をすすめた。このような研究経過のあと松岳山古墳(美山古墳)が大正11年史蹟として指定された。昭和に入って梅原博士は群の各墳から出土した遺物に検討を加えた⁽²⁾。昭和29年大阪府教育委員会は史蹟指定の古墳の学術的解明を目的とした発掘調査を実施した。この調査成果は「河内松岳山古墳の調査」(『大阪府文化財報告第5輯』昭和32年)で報告された。昭和36年松岳山丘陵の一部で行われた宅地造成工事によって破壊中の二基の古墳(ヌク谷南塚・北塚)の緊急調査⁽³⁾が北野耕平氏によって実施された。

こののちは松岳山古墳および群についての学術的調査と記録は見られない。昭和59年柏原市教育委員会による松岳山古墳の墳丘測量調査⁽⁴⁾が実施され、つづいて今回の調査対象となった茶臼塚古墳の第一次緊急調査があった。茶臼塚古墳の調査成果は柏原市教育委員会『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報』1984-1に報告された。そして翌昭和60年8月、同墳に対する未調査部の発掘調査が行われた。

以上のように松岳山古墳群は、江戸時代以来、多くの研究者によって直接、間接に研究の対象となった。この長年に亘る研究者の注目は、まず船氏の墓誌出土地として群中の古墳と墓誌銘中の人物との対比であった。次いで各古墳から出土した高級な遺物の研究が中心となった。これは松岳山古墳という群の主墳に示される類例の少ない埋葬施設とも深くかかわることを意識したものであり、同時にさきの船氏の墳墓を群中の古墳のいずれかに想定しようとする研究でもあった⁽⁵⁾。この松岳山古墳および群に対する被葬者ないしは集団を前提とした研究・考察を

強く意識づけたのは「河内松岳山古墳の調査」で小林行雄博士の遺体埋納施設たる石棺を中心とした形式・編年についての論考である。この説は石棺編年にとどまらず、前期から中期古墳研究の一指標として大きな刺激を与えるものとなった。

小林説による松岳山古墳の編年上の位置づけが、次の巨大古墳出現期と深くかかわるものであることに端を発して、松岳山古墳の立地と群を含めた高級副葬品の出土は、古市古墳群という天皇陵を含む巨大古墳群出現と何らかのかかわりを持つものであろうとする考察を促した感がある。それは西に隣接する前期を中心とした玉手山古墳群の示す各種の相違点に着目した考察である⁶⁾。

本稿はこれらの研究成果の上に別の面から松岳山古墳と同群の被葬者および集団について考察を試みようとするものである。それは松岳山古墳および同群が古市古墳群成立を考える場合、玉手山古墳群と共に看過し得ない位置づけが固定しているように見受けられるからである。この試みは考古学的方法論からの問題はあろうが、古墳ないしは古墳群がその時代の歴史を伝える考古学上の遺跡である以上は、これらに対する考古学からの考証は避けることのできないものとなろう。浜田耕作博士の「原史時代以後殊に歴史時代の考古学的研究に於ては、己に前章述べたるが如く、絶対年代決定の場合の如きは、全く文献的資料との提携によりて之を期待し得可きものなれば、考古学者は物質的資料の研究者たりと雖も、決して文献的資料を排斥若しくは軽視し得可きに非ざるなり。否な此の両方面の研究は車の両輪の如く、相倚り相携へて、文化科学の研究に副ふ可きものなり…。」(『通論考古学』大正11年)。「原史時代、歴史時代の考古学に至っては、此の遺物の時代決定から進んで、更に大なる総合的研究を行ふ場合に於いて、間断なく文献との交渉関係を生ずるのである。……ブーレ氏が文献的基礎無くしては、考古学は殆ど一步をも進むことを能わず、と云ったのは洵に以あることである。……考古学者は其の研究の過程に於いて妄りに文献を顧慮して其れと妥協を試みるならば、其れは考古学を以て文献学の奴隷注脚たらしめるのであって、真に考古学的研究の本領と価値とを發揮せしむる所以ではない。……」(『考古学研究法』「考古学とは何か」所収。昭和43年)は主として歴史時代文献について述べられたものであろうが、博士の「総合的研究と間断なき文献との交渉関係」の教えは古墳研究の一分野にとって再認識が必要となろう。

2. 松岳山古墳群

松岳山古墳が明治45年以来、古墳研究上興味あるものの一つとして意識されつづけてきたについては、松岳山古墳を除いて多彩な副葬品の出土した他の小古墳の実態が明らかでなかったことによるが、大きく3つに要約されるであろう。(1)は船氏王後首墓誌と古墳群との関係、(2)は墓誌研究を離れ古墳出土遺物の研究であり、(3)は松岳山古墳埋葬主体部の調査による小林博士の論説以来の古墳研究である。以上から松岳山古墳は一地方の古墳から、わが国に

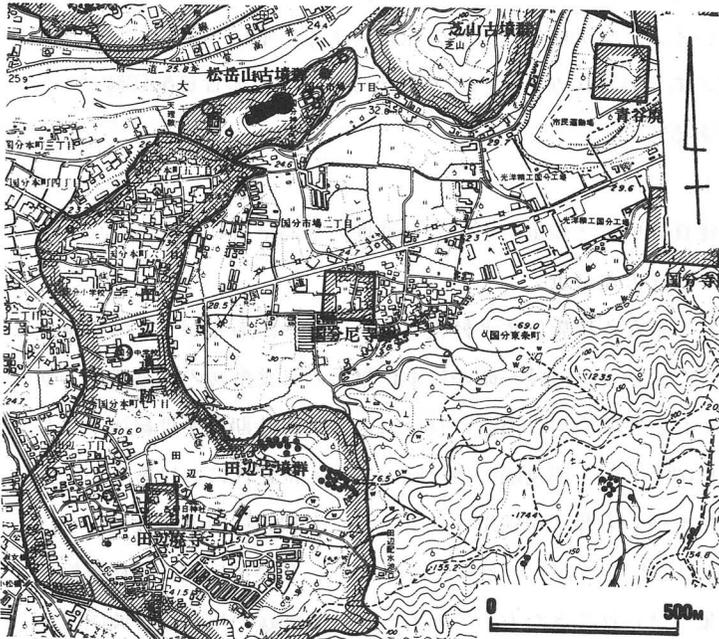
おける古代史研究を具体的に進展させる位置を占めることとなった。

松岳山古墳および同群は、その立地・埋葬施設・出土遺物から、いわゆる在地的・河内の前期古墳のそれと内容において比較され、大和的色彩の濃い古墳群と認識されてきた感がある。この感覚がさきの古市古墳群の出現、すなわち『記・紀』に伝える応神天皇にはじまる河内政権の成立に直接・間接の影響を与えた古墳であろうとする考察を促しているようである。この大和的色彩という概念を検討してみると、出土副葬品に限ってみれば、特に大和的を強く主張し得るものでないことに気付く。すなわち向井茶白山古墳出土と伝える3面の漢式鏡は極めて鑄上りの優れたものではあるが、これだけで大和的とは言えないし、ヌク谷北塚出土の三角緑神獸鏡を含む3面の同范関係をもつ船載鏡もまた同様に、各地の前期古墳出土鏡に徴すれば大和的特異性を主張するものではない。さらに碧玉製腕飾類の一古墳または群全体からの出土数の多さは特徴的ではあるが、これもまたいくつかの前期古墳に見られる数の範疇にある。これら副葬品の中で松岳山古墳に副葬されていた鉄製品の量は、盗掘後の残留量がなお24.6kgを測るという多量さに注目されるが、一般に古墳盗掘者は銹化の著しい鉄製品を持去ることは少ないので、残存鉄製品の重量だけをもって大和的と断じえないのはいうまでもないところであろう。ただここで松岳山古墳群の特徴を副葬品の上から挙げるとすれば、その内容が近接する玉手山古墳群のそれに比べて品質・種・数量の上でかなりの差異の認められることであろう。但しこのことは玉手山古墳群中の主要墳と目される1・2・3・7号墳などの副葬品の内容が未確認であるので、この見解も保留される性格のものとなろう。

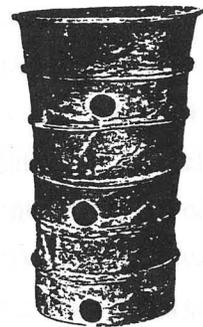
以上のように副葬品から古墳群の性格は窺えない。ここで先ず松岳山古墳群として注目されてよいのは群の立地である。東西約300mたらずの馬背状小丘陵に推定12基以上の古墳が密集して築かれていることである。この松岳山の丘陵は一見独立丘陵の如く見られるが、丘陵の西辺部は南へ弯曲して国分本町丘陵となり田辺丘陵へと連なるものである。従って松岳山古墳群が他の古墳群の例の如く墓域を拡張する意志があれば、築造に最も適した丘陵が広がっているという地形が控えている。そこで松岳山丘陵西辺から南へ連なる国分本町丘陵に松岳山古墳群が延長築造されている可能性が考えられるが、現在のところ同丘陵からかつて古墳の所在した痕跡・伝承は認められない。すなわち松岳山の小丘陵を限って十数基の前期古墳が築かれているわけである。これらの古墳は当然のことながら墳丘規模に厳しい制限が与えられている。120mを超える前方後円墳の松岳山古墳は別格規模として、今回の茶臼塚古墳も含めた十数基の古墳はことごとくが円墳・方墳と推定され径・辺いずれも30m前後の小墳である。ところがこのような小規模墳でありながら埋葬施設は既知の古墳に限ってみても、すべて長大な竪穴式石室に割竹形木棺を納め要所に多量の水銀朱を使用するという共通性を具えている。すなわち墳丘規模に不似合な埋葬施設と内容を群全体に認めることができる。

つぎは群の主墳たる松岳山古墳の特徴である。同墳の埋葬施設の特異性については、「河内松

「松岳山古墳の調査」で詳しく解説されている。これらの中でこの古墳を特徴づけるものの一つに石棺がある。5世紀代の大王ならびに強大な首長墓に共通して使用された長持形石棺に先行する形式として位置づけられた組合式石棺である。その二はこの石棺の前後に2.7mと2.0mを隔てて立てられている大形の有孔板石である。この有孔板石は松岳山古墳の名とともに早くから知られ、その用途・機能について多くの考察が加えられてきた⁽⁷⁾が今日なお結論は見えない。



第一図 松岳山・田辺古墳群分布図



国分中学校西古墳の埴輪

出土地名	所在	墳形	規模	主体部	石釧	車輪石	鍬形石	計
櫛山古墳	奈良県	双方中円墳	152m	竪穴式石室	113	106	23	242
長塚古墳	岐阜県	前方後円墳	82m	木棺	70		3	73
石山古墳	三重県	前方後円墳	120m	粘土槨	13	44	10	67
東大寺山古墳	奈良県	前方後円墳	140m	粘土槨	2	20+	23+	45+
大師山古墳	大阪府	前方後円墳	65m	粘土槨	18	25	1	44
茶臼塚古墳	大阪府	長方墳	18・22m	竪穴式石室	40	8	6	54
松岳山古墳	大阪府	前方後円墳	135m	竪穴式石室	27+		1	28+
ヌク谷北塚古墳	大阪府	円墳		粘土槨	7			7
東の大塚古墳	大阪府	円墳		竪穴式石室		5	1	6

第1表 碧玉製腕飾類出土数量上位古墳

3. 松岳山古墳と日葉酢媛陵

松岳山古墳および同群のもつ上記の特徴3点から松岳山古墳群の性格に触れてみたいと思う。まず石棺の前後に立てられている大形の有孔板石は夙に奈良県日葉酢媛陵に同種の板石が石室材の中に存在することが知られている⁽⁸⁾。日葉酢媛陵については明治12年の墳丘実測・大正5年の発掘復旧工事、そしてこれらの資料の一部が焼失、戦後になって梅原末治博士および和田千吉氏所蔵の同陵関係図面・写真が書陵部に提供されたという経緯を石田茂輔氏の「日葉酢媛命御陵の資料について」でのべている。日葉酢媛は『日本書紀』によると垂仁5年に起った狭穂彦王の乱で死亡した皇后狭穂媛のあと丹波国から入内した皇后である。この日葉酢媛陵については考古学上著名な石棺伝承がある。

『新撰姓氏録』 左京神別下 天孫

石作連 火明命六世孫建真利根命之後也。垂仁天皇御世。奉為皇后日葉酢媛命。作石棺献之。仍賜姓石作大連公也。

この石作連氏の伝承は誇張された単なる氏族伝承と軽視されている感があるが、この伝承は吟味する内容があるように思われる。伝日葉酢媛陵が確かに垂仁皇后の日葉酢媛の墳墓であるかの点は別として、大和政権にかかわる狭城盾列古墳群(西群)にあり築造時期も4世紀後半として認められている古墳である。東国などの一部遠隔の地を除いて、4世紀代における有力首長層族の墳墓は竪穴式石室内に木棺を納める葬法が採用されている。大和政権内の伝天皇陵をはじめ皇親⁽⁹⁾陵もまたこの方式が採用されているものと考えられるから、日葉酢媛陵に石棺を採用したということは異例として印象づけられてきたものであろう。日葉酢媛の出身は丹波国と伝えられているが、出身の旧丹波国(京都府与謝郡)には「長宣子孫内行花文鏡」ほか多量の鉄利器の出土と花崗岩製の舟形石棺で知られる蛭子山古墳がある。硬質の花崗岩加工技術が示す丹波国の勢力を背景とした日葉酢媛の棺を伝統的な木棺にかえて石作りとしたとする石作連氏の伝承は、事実である面を一部に認めることのできる画期的葬法を実現した誇りであろう。この石作連氏の主張する日葉酢媛の棺は『書陵部紀要』に拠る限りでは石棺は認められず、石田氏も埋納棺については一切触れていない。これは大正5年時の発掘が陵墓であるという事情から遺体埋納棺については敢えて記録を控えたものか、または通有の割竹形木棺ですでに腐朽し形状を失っていたかのいずれかであろう。石田氏文および梅原博士図によると、まず埋葬主体部の石室は地山上に築かれている。すなわち地山の平坦面に板状の石を敷き石室床面としている。ついで石室長辺は床面に敷き入れられた床石から若干の間隙をおいて板状小割石を積上げ壁面をつくる通有の形となっている。そして石室の短辺壁は大形の有孔板石を立てて壁とし、室を覆う天井部は繩掛突起を造り出した5枚の板石を並列させたものとなり、そして全体を土で覆うものである。石作連氏に伝承される石棺とはこの石室構築材に、従来の土床面に巨石材を板状に加工したものを使用し、さらに石室短辺を有孔大形板材で閉塞するという石材使用工法を指

しているのかも知れない。石室・棺の用語と区分は、われわれが今日使用している学術上の用語であるから石作連氏としては正確な伝承と認めてよいようである。

松岳山古墳石棺の前後に立てられた2枚の有孔板石がこの日葉酢媛陵の石室短辺のそれに共通するところのあることと、使用上の相違については「河内松岳山古墳の調査」で詳しく述べられている。石田氏は「石室の前後には大阪府松岳山古墳の所謂碑石に類似した大板石を立てて側石とするなど、年代の下降するとされる古式古墳と共通点を持っている。……この石室は竪穴式石室から石棺に移行す過渡的な姿とも見られ、時期的には石棺の発生する直前のものと考えられる⁽¹⁰⁾」と松岳山古墳に先行する時期であることを述べている。さらにこの有孔板石については松岳山古墳の調査報告に拠って「両板石間の距離は、約8.5mで当陵の両大板石の間隔に近く、当陵の両大板石と同一に見てよい様に思われる」として両墳に密接な関係の潜むことを示唆している。

4. 武埴安彦の乱と河内青玉繫

松岳山古墳が日葉酢媛陵と有孔板石という他に例を見ない埋葬施設で繋り、築造時期も長持形石棺出現の兆とする見解から日葉酢媛陵に短かい時間で続くものであることが察せられる。

有孔板石を具える松岳山古墳のいま一つの特徴となる長持形石棺についての詳細は同古墳の調査報告書で示されている。この松岳山古墳の石棺に近似する石棺として対比されるものの一つに京都府妙見山古墳⁽¹¹⁾がある。この古墳の主体部はすでに消滅しているが大正9年・昭和22年・24年の3回に亘り京都大学による調査が行われている。組合式石棺と棺上に石室状空間を設けた稀な構築で注目される古墳である。この石棺の石材と使われかたが松岳山古墳のそれと類似するとして妙見山古墳の古代史上の位置づけを試みている説がある⁽¹²⁾が、妙見山古墳石棺における凝灰岩は松岳山古墳石棺のように両側部と両小口部に使用されていなかったかも知れない。同報告書によると「此ノ区域ノ中央部ニ東西ヲ主軸トシテ長大ナル凝灰岩ノ棺底ヲ置キ、切石四枚ヨリ成ル側壁ヲ立テテ」とある。

松岳山古墳の主体部構造のうち特殊な板石の孔が、方・円の違いこそあれ、いまだ他に類を見ない遺物であり、立てられた位置も間隔もともに日葉酢媛陵に近いことは、その使われ方に相違があるとしても、日葉酢媛陵の石室短辺閉塞石板の形骸化をそこに見ることができそうである。

古墳からみて親縁性のつよい両墳の一方に伝えられる日葉酢媛の時代は、三輪政権の発展期であったことを『日本書紀』の伝えの中に窺うことができる。この時期に狭隘な松岳山丘陵に日葉酢媛陵とのかかわりを示す松岳山古墳と、ほぼ同時期の小古墳が築かれた背景となる三輪政権内部の事情を『日本書紀』崇神10年条に見ることができる。

…武埴安彦と妻吾田媛と謀反逆、師を興して惣に至る。各道を分りて、夫は山背より、婦は

大阪より、共に入りて帝京を襲はむと欲す。時に五十狭芹彦を遣して吾田媛の師を撃たしめたまふ。即ち大阪に遮りて、皆大いに破りつ。吾田媛を殺して悉に其の軍卒を斬りつ…
(日本古典文学大系)

この事件は崇神政権にとって最初の軍事的危機であった。皇位奪取を謀る武埴安彦は河内出身の母を持つ人物となっている。

『日本書紀』 孝元七年条

…次の妃河内の青玉繫が女埴安媛、武埴安彦命を生む…

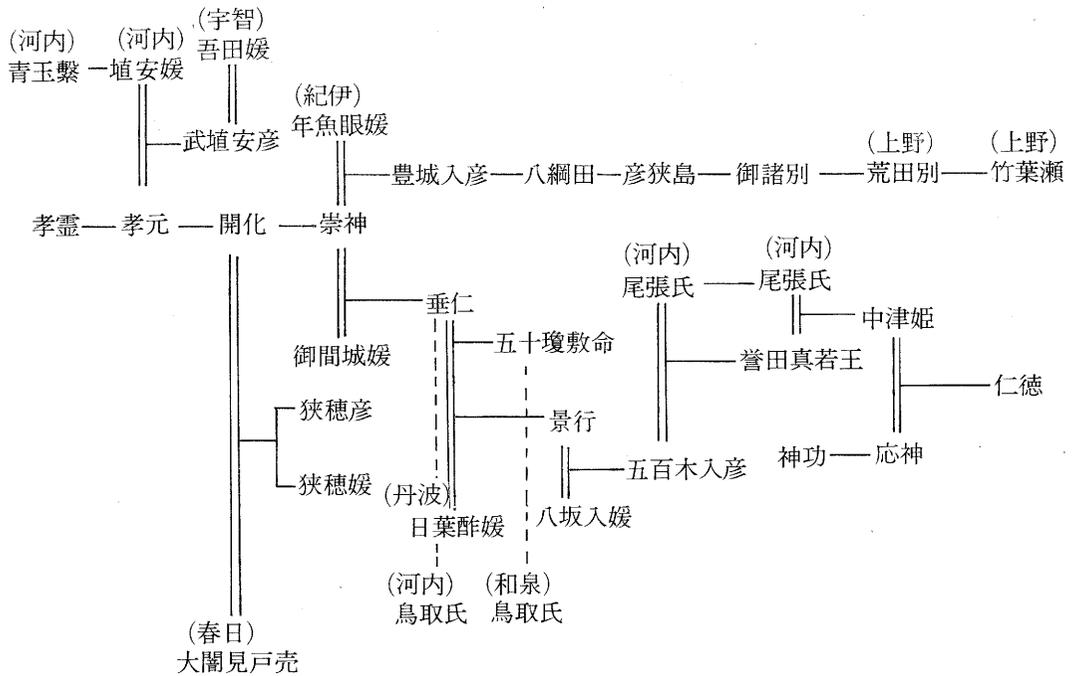
『古事記』 孝元殷

…また河内の青玉の女、名は波邇夜須毘売を娶して生みませる御子、建波邇夜須毘古命…

武埴安彦が崇神天皇の伯父に当り、河内の青玉繫を祖父とする河内系の人物であったことが知られるが、大阪からの侵攻軍を指揮した武埴安彦の妻吾田媛については記すところがない。およそ古代人名は地名(族名)を負うものであるから、吾田媛の出身地は次のように推察される。

『和名抄』に大和国宇智郡阿陀郷がある。阿陀郷のある宇智郡は奈良盆地南の関門で、この地には西山・丸山・近内罐子塚・五条猫塚・青墓などの古墳によって古墳群(近内古墳群)が形成された古い土地である。とくに奈良盆地にとっては紀の川文化との関係から要衝の地である。阿陀郷は吉野川の左岸、和歌山県との県境に広がる水田地帯と考えられている。まず『大和史料』・『地名辞書』は上流の現在の五条市東・西・南阿田町の3地区、そして式社阿田比売神社を祀るこの地域を阿陀郷の旧地と考証しているが、明治9年『大日本全図』第1号は現在の五条市野原町の一帯の水田地帯を阿陀郷としている。宇智郡にはこのほか賀美・那珂・資母郷を載せるが、旧郷地の考証には各説があるようで定まっていない。いずれにせよ葛城氏の勢力圏にあったこの地を吾田媛の出身地としてよいように思われる。奈良盆地南部から葛城地方に伝えを遺す葛城系首長の血を引き、河内勢力を母方に持つ武埴安彦が盆地の南の要衝を扼す宇智の阿陀族の女を娶り、政権奪取を実行した戦いで妻の吾田媛が河内青玉繫の軍事的援助を期待したとしても決して不自然ではなかろう。侵攻地の大阪が松岳山古墳群のある柏原市国分町から奈良県北葛城郡香芝町に通じる「関屋越」であることはすでに知られているところである。この乱の戦後処理についての記載はないが、何らかの形で武埴安彦や直接には吾田媛の軍事力にかかわりを持ったと思われる河内青玉繫への三輪政権からの影響には、かなり厳しいものがあったと想像される。謀反者、反抗者への懲罰として土地の取り上げ、また服従、謝罪の表現として土地・財宝の貢譲はしばしばみられるところである⁽¹³⁾。武埴安彦の乱のあと三輪政権と河内青玉繫との間で戦後処理について何らかの交渉があったとすれば、それは三輪政権の河内進出と河内勢力との提携であろう。政権拡充期の崇神朝が河内への橋頭堡として、奈良盆地の西の関門にのちの屯倉的性格の地を確保し河内進出の重要拠点として松岳山古墳群の地域を河内青玉繫に求めたことを想定してみたい。新しい資料となるが『新撰姓氏録』に渡来系田辺氏の

始祖伝承で「謚皇極御世。賜河内山下田。」とあるのは、大化直前まで「河内山下田」、すなわち松岳山古墳群のある柏原市国分本町(安宿郡資母郷)の地が天皇家領として伝えられてきたことを示しているであろう。



次に孝元天皇妃として埴安媛を出した河内青玉繫は『記・紀』に媛の父として一度その名を見るのみである。青玉繫の名で記憶された河内の豪族が実在したとすれば、それは大和政権にとっては、河内勢力の中にあって政治的・軍事的そして地理的にも重要な地位を占める勢力として捉えられていたと思われる。『記』は青玉の名で呼ぶが、青玉繫が「石製玉類」の製作集団名に因む族長の呼称であれば、大和川が生駒・金剛の山峡を河内に出た地にそれを考える若干の資料がある。まず『和名抄』は河内国高安郡に玉祖郷を載せている。生駒山地の南の小峰・高安山の西麓がその遺称地とされる⁽¹⁴⁾。山麓は扇状台地がよく開け縄文・弥生時代からの集落跡が点在する。この地でとくに注意されるのは古墳時代を中心に攻玉の行われた形跡のあることである⁽¹⁵⁾。ここに玉類製作の集落工房があったとすれば、その集団が祖神を奉祀した氏神もまた郷名とともにこの地に伝えられている。『延喜式神名帳』の玉祖神社である。

『延喜式神名帳』 河内国高安郡 玉祖神社 (祭神・櫛明玉命)

『新撰姓氏録』 河内国神別 天神 玉祖宿禰 天高御魂乃命十三世孫建荒木命之後也

高安郡玉祖郷の名が青玉繫との縁由を伝えるものかについては以上であるが、玉祖郷には前

期古墳の西山・花岡山・向山の3基の前方後円墳と竜山凝灰岩を使用した長持形石棺を埋納主体とする前方後円墳の心合寺山古墳(史跡)の古墳群がある。河内平野の東部、生駒山西麓扇状地帯に認められる唯一の前・中期古墳群である。次は柏原市国分田辺町(安宿郡資母郷)から攻玉砥の出土が報ぜられている⁽¹⁶⁾。報告書によると研磨面を持つもの1点、研磨溝3条を遺すもの1点、ほか数点の砥石片を認めている。この攻玉遺物の出土地一帯については7世紀以降がこの地に関連する次のような資料がある。それは松岳山古墳群の所在する国分本町の大和川を隔てた対岸は旧河内国大県郡の鳥取・鳥坂の2郷となっていて、神別氏族鳥取連氏の本貫であった。鳥取氏がこの地に本貫を置くについては後述するが、同市高井田町に鳥取氏の氏寺であった鳥坂寺跡がある。昭和37年の発掘調査で「玉作部 飛鳥評」と鏡書銘のある平瓦の出土があった⁽¹⁷⁾。旧安宿郡内に玉作部を称する集団のあったことを物語っている。この部が河内青玉繫の4世紀にまで溯るかは不明であるが、田辺町の攻玉砥の出土とともに青玉繫が三輪政権に松岳山古墳群の地一帯を貢讓したであろうとする推察を援けるものとなる。

崇神朝期の武埴安彦の乱につづいて次の垂仁朝初期に皇位をめぐる内紛が伝えられている。

『日本書紀』垂仁天皇五年条に記れた狹穂彦王の謀反である。この乱は皇后狹穂媛、皇子營津別命を巻きこむ悲劇が伝えられているが、垂仁朝にとっては政権を固めるための試練であったこの内紛で垂仁天皇を援けた將軍として豊城入彦の子の八網田がある。「…即ち近県の卒を發して、上毛野君の遠祖八網田に命せて、狹穂彦を撃たしめたまふ。……狹穂彦妹と共に城の中に死りぬ。天皇是に將軍八網田の功を美めたまひて、其の名を号けて倭日向武日向彦八網田と謂ふ。」。天皇にとっては最も信頼した皇親であり、三輪政権の軍事力を統帥する將軍の地位にあったことが察せられる。つづいて垂仁天皇23年条に松岳山古墳群の地域が、青玉繫から貢讓され、三輪政権の対河内政策の拠点となったかを想定させる記載がある。それは垂仁天皇第一皇子として掲げている營津別皇子に関するもので、「もの言わぬ皇子と鵠(大白鳥)と鳥取氏」の説話である。この説話は『新撰姓氏録』右京神別上 天神 鳥取連の項にも氏族の名譽譚として述べられている。すなわち「成人してもなお、もの言わぬ皇子のために鳥取氏の祖、湯河板拳が鵠を捕え、これによって皇子がもの言うことを得た。」と語りこの功績によって鳥取造の姓を賜ったというものである。營津別皇子をめぐる説話には多くの論説があり、鳥取氏についても若干の研究がなされているが、本稿では鳥取氏と河内についての要点のみにとどめる。鳥取氏はさきの鳥坂寺で触れたように、松岳山古墳群とは大和川を隔てた大県郡鳥取郷・鳥坂郷の両郷を本貫とし、氏族の始祖・湯河板拳を祀る式内社天湯川田神社もあって同族の諸国に分布する大族である。この名譽ある鳥取氏が山峡の全く耕地を持たない両郷の地になぜ定住したかの疑問がある。8世紀奈良時代は平城宮と難波宮を結ぶ主街道の一つ「竜田路」の地ではあったが、鳥取氏の両郷定着はもちろん7世紀中葉以前であることは氏寺たる鳥坂寺跡の発掘調査で明らかである。ここで起想されるのが松岳山古墳群を含む三輪政権の河内における拠点とな

った地域の範囲である。すなわち大和川が河内平野に流れ出た地点の兩岸一帯を指している。天皇家の悩みであった第一皇子を救った信頼できる鳥取氏を河内の拠点の一画に出向させ関門を固めたのであろうことが想定される。これを補うものとして鳥取氏の河内進出定住を想わせることがある。それは垂仁天皇と日葉酢媛皇后との第一皇子五十瓊敷入彦命の伝えである。

『日本書紀』 垂仁天皇三十九年条

五十瓊敷命、茅渟の菟砥川上宮に居まして、劔一千口を作る。……

『古事記』 垂仁天皇段

印色入日子命は、…また鳥取の河上宮に坐して、横刀一千口を作らしめ、これを石上神宮に納め奉り、すなわちその宮に坐して、河上部を定めたまひき。……

五十瓊敷命の宮の所在地「菟砥・鳥取」は『和名抄』和泉国日根郡鳥取郷が遺称地とされている⁽¹⁸⁾。この和泉にも湯河板拳の親縁者が定住している。崇峻前紀に著名な蘇我氏と物部氏の政争を伝えるが、この記事に物部大連守屋の資人として「捕鳥萬」の名が見える。大連守屋に殉じ本貫地で勇戦し自ら命を断つが、この捕鳥萬に代表される鳥取氏は皇子五十瓊敷命と共に三輪政権の持つ河内の泉南の地にも皇子とともに進出し定住したものと思われる。

このような三輪政権の充実期にあつて対河内の拠点と目される地に、伝日葉酢媛陵内部主体の特徴を継承する唯一の松岳山古墳の被葬者は、垂仁朝期にあつて天皇および皇后日葉酢媛から絶対的信頼をうけた皇親の一人であろう。そしてその人物こそ三輪政権にとって最も重要な河内の拠点に葬られるに値するものであつた。そして松岳山古墳群が4世紀から5世紀初頭という短期間に限られた築造で終焉し、他の地に墓域を遷した事情を皇親系譜に求めると、それは垂仁天皇の異母兄豊城入彦の系脈が挙げられるようである。

5. 豊城命と毛野国

『日本書紀』 崇神天皇四十八年条

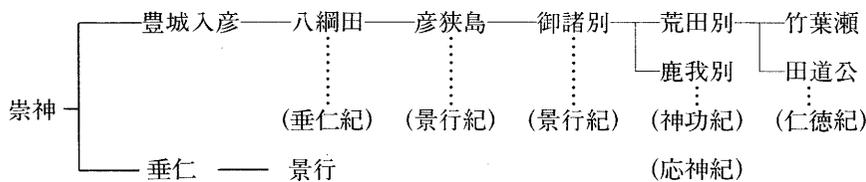
天皇、豊城命、活目尊に勅して曰く、汝等二子慈愛共に齊し。曷れを嗣に為むことを知らず。各宣しく夢みるべし。……會明に兄豊城命夢の辞を以て天皇に奏して曰さく、自ら御諸山の嶺に登りて、東に向いて八廻撃刀す。……夏四月戊申朔丙寅、活目尊を立てて皇太子と為たまふ。豊城命を以て東国を治めしむ。是れ上毛野君、下毛野君等の始祖なり。

豊城命およびその系流の毛野国進出についての研究の一つに前沢輝政氏の『毛野国の研究⁽¹⁹⁾』がある。上・下毛野国における古墳時代の研究である。前沢氏は毛野国の古墳時代を「揺籃期」・「成立期」・「発展期」に三区分し、揺籃期・成立期を古墳時代前期に、発展期を古墳時代中期としている。この古墳の変遷と毛野国の伝承とを対応させ、畿内大和政権とのかかわりに及んでいる。以下の毛野国にある古墳については前沢氏の『毛野国の研究』に収められた資料によるものである。

まず前沢氏が揺籃期に位置づけた古墳6基についてみると、丹彩壺形土器の供献、副葬鏡15面、このうち舶載鏡12面、そしてこのうち三角縁鏡7面(同范鏡を含む)と豊かな内容を示している。しかし埋葬主体施設は1例⁽²⁰⁾を除いて粘土槨で墳形は径40mまでの円墳である。この揺籃期古墳の副葬鏡について前沢氏は古墳発生以前に畿内大和から運ばれ、伝世されたものであり、魏晉鏡については大和政権との政治関係によって賜与されたものであろうとし、そしてこの年代を4世紀前半ないし中葉に考えている。

つづいて前期成立期の古墳は前代の円墳という墳形を遺しながら主流は前方後円、前方後方という墳形に変化を示す。しかし埋葬主体施設は粘土槨という域から脱し得ないようである。また古墳の規模も70m前後で突出した規模の首長墓の出現は見られない。副葬品などについては畿内大和の先進性に積極的であるが埋葬は在地的で政治組織の大きな変革を示す大和的古墳の出現は次の発展期とする5世紀をまたねばならないようである。

前沢氏は毛野国の古墳の整理を通じて畿内大和政権の政治的影響と支配組織を太田天神山古墳(群馬県太田市)の長持形石棺と全長約210mという前方後円墳の出現にみている。そしてこの古墳の被葬者を上述の豊城命の系流上にある人物とし、『日本書紀』における荒田別の朝鮮出兵記事から太田天神山古墳を荒田別の墳に想定している。そして築造時期は長持形石棺や朝鮮関係記事から4世紀末から5世紀初頭とした。このほか全長約220mを測る雷電山古墳なども豊城命系皇親墓の一つとみている。それは『記・紀』をはじめ『国造本紀』、『新撰姓氏録』に伝えられている毛野国と豊城命系皇親の動向、さらに『宋書』に見える倭国の諸將軍記事の中に大和王権を支えた地方首長の姿を認め、この中に毛野国の首長も含まれていると思われるし、さらに「神功紀・応神紀」には明らかに荒田別・鹿我別という毛野国の皇親首長名の活躍が認められるからであるとする。



『日本書紀』 景行天皇五十五年条

彦狭島王を以て東山道十五国の都督に拝けたまふ。是れ豊城命の孫なり。然るに春日穴咋邑に到りて、病に臥して薨りぬ。是時東国の百姓其の王の至らざるを悲みて、ひそかに王の屍を盗みて上野国に葬りぬ。

同天皇五十六年条

御諸別王に詔して曰く、汝の父彦狭島王、任所に向るこを得ずして早く薨りぬ。故れ汝専ら東国を領めよ。是を以て御諸別王、天皇の命を承りて、且た父の業を成さむと欲ふ。則

ち行きて治めて早に善き政を得つ。……是に由りて其の子孫今に東国に在り。……

神功皇后四十九年条

荒田別、鹿我別を以て將軍と為し、則ち久氏等と共に兵を勅えて度る。卓淳国に至り、將に新羅を襲はむとす。……五十年春二月、荒田別等還る。

応神天皇十五年条

天皇阿直岐に問ひて曰く、如し汝に勝れる博士亦有りや。對えて曰く、王仁という者有り、是れ秀れたり。時に上毛野君の祖荒田別、巫別を百済に遣して、仍りて王仁を徴さしむ。其の阿直岐は阿直岐史の始祖なり。

仁徳天皇五十三年条

新羅朝貢らず。夏五月、上毛野君の祖竹葉瀬を遣して其の闕貢を問はしむ。……俄くありて重ねて竹瀬が弟田道を遣して則ち詔りてて曰く、若し新羅距がば兵を挙げて撃て。仍りて精兵を授けたまふ。……是に田道精騎を連ねて其の左を撃つ。新羅の軍潰れぬ。因りて兵を縦ちて乘みて、数百人を殺しぬ。即ち四邑の人民を虜へ以て帰る。

以上が『日本書紀』に記された豊城命系流の毛野国赴任の時期と、朝鮮出兵時の皇親総將軍荒田別ほかの活躍の記録である。垂仁朝の八網田以来豊城命系は各政権の軍事を担当した皇親氏族であったことがわかる。

三輪政権から河内の巨大墳を遺した政権との間には、複雑な皇統上の経緯のあったことが研究されているが、豊城命系の人物に限ってみれば、いずれの政権からも絶対的な信頼をうけていることは注目されることである。

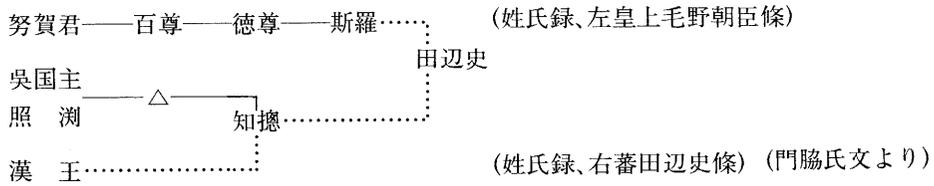
6. 田辺史氏

松岳山古墳群の所在する地域が奈良時代の安宿郡資母郷であろうことはすでに確かである。そしてこの郷には河内国分僧・尼寺が建てられており、平城京期を通じ、主要路(竜田路)に接する先進地であったこともひろく知られているところである。

渡来氏族の一つ、田辺氏はまさにこの中枢に氏寺を持ち松岳山古墳群を含めて氏地としていた氏族である。そしてこの資母郷の地は大和川を隔てた北の大県郡鳥取郷・鳥坂郷とともに、崇神朝の武埴安彦の乱に際し、河内の青玉繫から三輪政権に貢讓され、爾来天皇家の屯倉的直轄地として伝えられて来た地域であろうことを想定した。それはこの資母郷も大和川対岸にあって鳥取氏の管掌する鳥取・鳥坂の両郷もともに耕地は皆無に等しく、農業生産の面では無価値に近いものである。しかしながら政治・軍事の点では大和川をとり込むこの地が三輪の政権にとっては極めて重要であった。それだけに松岳山古墳に葬られた被葬者は三輪政権の重要人物であり、被葬者集団の性格もいずれかの形で伝承されていたものと考えられる。

田辺氏は早くから研究の対象となっている氏族である。大宝律令の撰修をはじめ藤原不比等とのつながり、そして皇別氏族上毛野氏との氏族的かかわりなど氏族としてはかなり複雑な背

景を持っているようである。中でも雄略九年秋七月紀にある田辺史伯孫の替馬説話は有名である。このような事蹟の豊かな田辺氏の朝鮮からの渡来の時期や本貫地などについて若干の錯誤がみられるようである。



まず門脇禎二氏は『田辺廃寺跡発掘調査概要⁽²¹⁾』において田辺史族の略系譜を掲げ二つの始祖伝承のあることを示した。そして『新撰姓氏録』にいう「謚皇極御世。賜河内山下田。以解文書。為田辺史。」に注目し、皇極朝に田辺史氏が古市古墳群のある地域ないしは石川流域の不安定な土地から、現在の田辺の地の下賜をうけたのを機とし、さらに下級官人として出発したのであろうとした。門脇氏が古市古墳群の地域や石川流域に田辺氏の旧地を想定した理由は明らかでないが、これらの説の根幹となる田辺史氏の系譜の解釈に疑問点がみられる。それは吳国主照淵の孫知摠にはじまる系流が努賀君系の斯羅に系入していることである。この錯綜については「幾つかの諸氏とともに百濟系の渡来氏族との同祖系譜をつくりながら」としているが、この二系流は各々独立した系譜であろうと思われる。このことについて今井啓一氏は『続日本紀研究⁽²²⁾』において『新撰姓氏録』(左京諸蕃下・右京諸蕃上)の和葉使主・田辺史氏祖の智總が欽明23年の大伴狭手彦連の朝鮮出兵を機に渡来したのであろうと考えた。しかし一方では雄略紀の田辺史伯孫と『新撰姓氏録』の百尊・斯羅系のあることに注目しているが、この両系については論ずるところがない。志田諱一氏は『日本上古史研究⁽²³⁾』で雄略紀の伯孫説話は「文撰の顔延之赫白馬賦」によるものであることを述べ、次に『新撰姓氏録』に及んで「田辺氏は河内の屯倉の田部の戸籍を作成するのに関係したので、田部史の姓を賜ったのが舒明紀元年夏四月辛朔の条などに見える田部連と混同する恐れがあるので田辺史としたのではないかと考えられる」。さらに「皇極朝に河内に田を賜った田辺氏の本貫は河内ではなく、大化後摂津に移貫したのであろう」と田辺氏を一流で論じている。また滝川政次郎氏は『日本上古史研究⁽²⁴⁾』において田辺史氏に対する次のような資料の扱いがある。

田辺史は 新撰姓氏録 右京情蕃に

田辺史。出自漢王之後知摠也。大泊瀬幼武天皇(謚雄略)御世。努賀君男百尊。摠聞女産兒往賀賀家。犯夜而歸。……略。

これは『新撰姓氏録』(左京皇別下)の上毛野朝臣氏に語られた努賀君にはじまる田辺史氏の伝承と「右京諸蕃上の吳国主照淵」を始祖とし、知摠にはじまる田辺史氏を混記したもので、滝川氏は田辺氏系流は一本という前提で記されたものと思われる。そして「田辺史には上毛野君の姓を賜ったものもあるが」と、右京に貫した田辺史氏の一系を考えている。門脇氏は『新

撰姓氏録』に登載された右京諸蕃上の田辺史氏と左京皇別下の上毛野朝臣系の田辺史氏の二系の始祖伝承こそが田辺史氏の祖先を解明する手掛りとなる内容をもっている。とされながら田辺史氏は一系流と考えているようである。

田辺氏に二系流あることを思わせるものに系譜にみられる始祖の違いだけでなく次のような資料に注意されるところがある。滝川政次郎氏が「田辺史の郷里は摂津国百済郡であったと思う」、そして『三代実録』貞観四年条の「摂津国正六位上田辺東神。田辺西神。並授従五位下」および天平五年右京計帳の「摂津国住吉郡田辺郷戸主正七位上田辺史真立」を引いて田辺史氏の本貫を摂津国とし、雄略紀の田辺史伯孫替馬説話の舞台を河内国古市と摂津国住吉郡にあてている。『大阪府全志』は摂津田辺町大字南田辺村の項で「本地は古来百済郡に属せしが後關郡となり後住吉郡に入れり。もと百済郡に於ける南部郷にして南田辺村と称す。旧郷名は和名抄に百済郡南部郷と見ゆるもの是にして……」と説明し『摂津誌』の「南部、己廢為住吉郡南田辺、延喜式曰、凡諸国部内郡里等名並用二字、必取喜名、故源順省田字爾」から「郷名は田の字を省きたるものにして、……南部郷のみならず旧百済郡に於ける東部郷及び西部郷も共に田の字を省きたるものなるべし。」と摂津国百済郡三郷(東部・南部・西部)を解している。これによると摂津国百済郡は百済国からの渡来氏族、田辺氏によって建てられている郡ということになる。『大阪府の地名⁽²⁵⁾』は北田辺村・南田辺村の項に「古代住吉郡田辺郷(和名抄)」としているが、『和名抄』に住吉郡田辺郷は見えない。このほか摂津国田辺郷について若干の資料を見るが、ほぼ以上に代表される内容である。

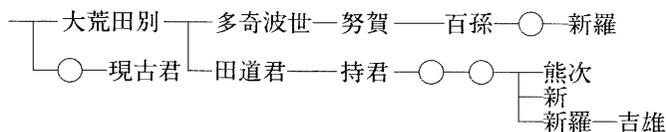
以上のように田辺氏は摂津国と河内国の二国に居住していることがわかる。そして各々の田辺氏は氏寺を持つ独立氏族のように思われる。すなわち河内田辺氏は安宿郡資母郷の地に田辺廢寺の名で呼ばれる寺を持ち、一方摂津田辺氏もまた摂津田辺寺の名で知られた寺を建てていた。摂津田辺寺研究は古く、高橋直一『考古学雑誌』11の10・12の12「古瓦雑録」につづいて、大正15年山本加三『考古学雑誌』16の4「北田辺の一廢寺址に就いて、其一」がある。昭和16年この寺跡に摂津田辺寺の名称を付し出土古瓦の編年分類をした藤澤一夫氏は同寺跡出土の創建期瓦を「摂河泉出土古瓦様式分類の一試企⁽²⁶⁾」において「第二期類複弁紋系類 海会寺式垂式一摂津田辺寺式」として奈良時代前期屋瓦編年の基本資料の一つとした。藤澤氏が『田辺廢寺跡発掘調査概要』(「第六章河内田辺廢寺の屋瓦」)で「この氏族は文献的にも幾つかの系流が考えられ、摂津田辺史も夙に田辺寺を建立している」とする寺に当るものである。以上のように田辺史氏は摂津国と河内国に各々氏寺を建てた二系流のあったことがわかる。基幹氏族が日本への渡来後、幾流かに分脈し各々が異った氏族名を唱え独立して氏寺を持つ例は多い。奈良時代を通じ中央・地方を問わず活躍した氏族の寺が藤原京期前後の創建であるように、摂津・河内の両田辺氏もまた寺跡出土遺瓦から天武・持統朝とされるものである。ここで注意されるのは両寺の創建期軒丸瓦瓦当文が摂津田辺寺のそれは大和の官立諸寺から地方に広がる系譜上

にある一つで、さらに同時期の瓦当には法隆寺のそれに極めて近いものがある、この寺の檀越氏族たる撰津田辺氏の族性の一端を窺う好資料となるものである。これに対し河内田辺寺の場合は特徴のある瓦当文を創建期瓦としている。同苑と目される瓦当は河内田辺寺に隣接する原山廃寺・五十村廃寺・安宿大寺(以上柏原市国分地区)の3箇所以外では現在のところ讃岐国開法寺⁽²⁷⁾にみられるのを唯一とする。

さて大宝律令の撰修をはじめ文籍をもって著名な田辺史氏を撰津田辺氏系とするか河内田辺氏系とするかという新しい疑問が生じる。さきの天平七年右京計帳の田辺史真立は間違いなく撰津田辺氏であろうが、これらの問題は田辺氏研究の将来への課題となろう。

このように田辺史氏には二系流があり、各々が寺塔を建立したという事実が認められる以上、さきの『新撰姓氏録』右京諸蕃上の田辺氏と左京皇別下の上毛野朝臣氏系田辺氏の検討が必要となる。まず河内田辺氏については雄略紀の伯孫説話⁽²⁸⁾が重要となる。この「飛鳥戸郡の人田辺史伯孫」は後世の作為によるものであることは、すでに多くの先学によって指摘されているところであるが、『新撰姓氏録』からみる伯孫(百孫)は皇極朝に河内山下の田を賜ったと伝える斯羅からは祖父の世代に当り、およそ6世紀半ばということとなる。この時期にはまだ撰津という国名は存在せずすべて河内国であったから、滝川説の撰津から古市に向いたとする見解も妥当となろう。少なくともこの説話作成時に伯孫を飛鳥戸郡の人とした田辺氏は、河内国飛鳥戸(安宿)郡に住む田辺氏であっただろうから、伯孫なる人物が河内田辺氏系流の一人であったとしてよいだろう。

伯孫を河内田辺氏の系流に位置づけたが『日本書紀』・『新撰姓氏録』にいう雄略朝期の人物とすることは孫の世代の斯羅から逆算すると無理があるようである。伯孫の父に当る努賀君の系譜について大塚徳郎氏は『平安初期政治史研究⁽²⁹⁾』で次のような譜図を作成している。



『新撰姓氏録』の記載は「上毛野朝臣 下毛野朝臣同祖。豊城入彦命五世孫多奇波世君之後也。大泊瀬幼武天皇謚雄略御世。努賀君男百尊…」とあって多奇波世君と努賀君とは親子の関係では示されていない。すなわち河内田辺氏は伯孫の父努賀君から起る譜図である。努賀君以前については何ら伝えるところがない。108頁で示した豊城命系譜のとおり『日本書紀』は竹葉瀬を仁徳紀に登場させている。仮りに伯孫を雄略朝期にあてたとしても仁徳朝期との年の間が努賀君一代では不合理であろう。この上毛野朝臣氏を仮冒する河内田辺氏は同氏が伝えた正確な始祖と累祖名を『姓氏録』撰述の時に作為的に努賀君で抹消したものであろう。

神功紀四十九年条に豊城命五世孫、荒田別・鹿我別を將軍とする朝鮮半島出兵が語られている。この出兵記事の信憑性については6世紀の史実の反映とするものと、4世紀後半の朝鮮半

島情勢から百濟記に基づく記事で史実であるとする二説があるが、荒田別・鹿我別に従って渡来したと思われるものに、上毛野朝臣と同祖関係を主張する撰津皇別氏族がある。

『新撰姓氏録』 撰津国皇別 韓矢田部造

上毛野朝臣同祖。豊城入彦命之後也。三世孫弥母里別命孫現古君。氣長足比売謚神功……

韓矢田部造は撰津田辺氏の本貫、住吉郡の南1kmの旧丹北郡(現大阪市東住吉区矢田矢田部町)を居地とする氏族である。この韓矢田部氏は距離的に見ても撰津田辺氏と同族ないしは擬制同族としてよいものである。つづいて応神紀十五年条に「時に上毛野君の祖、荒田別、巫別を百濟に遣して、仍りて王仁を徴さしむ。」と同十四年の弓月君、十五年の阿直岐につづく王仁の渡来を伝える。この王仁の子孫の一つが伯孫伝説にある古市郡書首である。以上のように応神紀で多くの名族の渡来を伝えるが後世上毛野朝臣族を唱える氏族の同伴渡来があったかは明らかでない。次に仁徳紀五十三年条に竹葉瀬とその弟田道の朝鮮半島出兵がある。この兄弟に従って渡来したと称する田辺氏系の氏族がある。

『弘仁私記・序・諸蕃雑姓記・注』

田辺史、上毛野公、池原朝臣、住吉朝臣等祖、思須美和徳兩人、大鷦鷯天皇御宇之時、自百濟国化来、而言、己等祖是貴国將軍上毛野公竹合也、……。

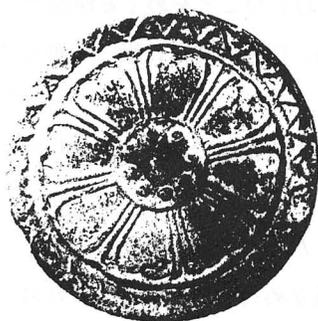
この『諸蕃雑姓記』の注については渡来系田辺史氏族の朝臣を假冒したことをめぐる所論⁽³⁰⁾の如く、これらの氏が思須美和徳の兩人の末裔であること、竹葉瀬、田道兩將軍に従って渡したことが事実であるという主張であろう。

田辺史氏と同族の池原朝臣・住吉朝臣は共に撰津住吉郡を本貫とする氏族であろう。神功紀の韓矢田部造と同様に撰津国住吉郡域に居住したようである。

河内田辺史氏の系譜で努賀君・百尊・徳尊の三代は撰津に居住したものであったか、もしくは渡来当初から河内山下の地、すなわち河内田辺に定住したかは確かめ得ない。しかしこれについて努賀君系田辺史氏が撰津でなく河内に居住したかと想定される一・二の可能性を採りあげて見たい。先も少し触れたが、松岳山の丘陵に続く国分本町丘陵と田辺丘陵に三基の古墳が築かれていたことが判っている。(第一図)このうち国分中学校々地に二基の円筒埴輪を巡らす古墳があった。埴輪から推定される古墳は5世紀後半と6世紀前半に編年されるものである。古墳は昭和20年代にすでに失われ、墳丘規模や墳形、主体部、出土遺物など全く不明であるが、その一つに使われていた円埴輪(第一図)は大形で焼成も堅緻な優品である。この埴輪と旧地形から推察される古墳は前方部を西に向ける前方後円墳であろう。さらに田辺廃寺の西に伯孫の塚と呼ばれている古墳の一部が遺っている。南に口を開く横穴式石室を主体とするものである。これらの古墳が渡来氏族田辺氏の築いた古墳か否かは徴すべき資料は全くないがそれは田辺氏に限らず古墳時代と設定した期間に築かれたすべての墳墓の中に確かな渡来氏族墓を証徴し得ない現状の中にある。さきに神功・仁徳朝の渡来氏族のうち、田辺氏族が撰津住吉郡

域に居住したことをのべた。この住吉郡にかつて田辺古墳郡⁽³¹⁾と呼ばれた古墳群があった。この小古墳群の実態は明らかでないが神功・仁徳紀以来の田辺氏族の墳墓が含まれている可能性をあげておきたい。

河内田辺氏が安宿郡資母郷の地域に定住するのが上記の古墳の時代に溯るか、『新撰姓氏録』の皇極朝であるのかいずれとも言えない。しかし崇神朝期に河内進出の拠点を確保し、豊城命系皇親墓を築いたこの三輪政権直轄の地に、大陸文物の摂取に積極的であった河内政権の親縁氏族の豊城命系氏族が、文籍に明るい田辺氏の一流を資人として組織に編入したこともあり得ることである。従って河内山下田が大化前代における土地制度からみて天皇家の屯倉的直割地であった経過から、田辺斯羅が皇極朝にこの地の下賜をうけたとする伝承が理解できる。そして豊城命系皇親墓の伝承を持つ松岳山古墳群を介して上毛野朝臣の仮冒が実現した一端をこの地に見ることができる。また毛野国の直接支配期に入ってから荒田別をはじめ鹿我別・竹葉瀬・田道などの半島出兵は東国からの直接出陣ではなく畿内における軍団の編成であろうから、河内山下の直割地や、摂津住吉の地はこのような畿内滞在期間の面でも豊城命族にとっては重要な意味を持つ地であったと思われる。



田辺廃寺



善正寺



上植木廃寺

第二図

7世紀に入り毛野国でもいち早く天智朝期に山王廃寺(前橋市総社町)が建てられる。つづいて伊勢崎市上植木町に上植木廃寺の建立をみる。この上植木廃寺の檀越氏族については確かな資料に接しないが使用されている屋瓦に注目されるものがある(第二図)。この瓦は『飛鳥・白鳳の古瓦⁽³²⁾』で4種が紹介され山田寺式に編類されている。このうち一例だけであるが(146)号瓦は(142・143)号の大阪・善正寺出土瓦に酷似するものである。弁縁を際立つ細線で縁取りし、各弁間に鋭い区画線を納れる特徴のある瓦で同式類では他に例を見ないものである。大阪・善正寺は夙に渡来氏族船氏にかかわる寺として著名である。この上植木廃寺・善正寺例に極めて

類似する屋瓦の使用が河内田辺廃寺ほかにみられる。これは使用例の極めて限定された軒丸瓦で周縁・子葉弁の意匠に違いはあるが、弁縁を細線で縁取りし弁間に区画線を強く納める手法は、式類別の上からは確かに区分されるものではあっても両者の間には無視できない共通点を見出すことができ、河内田辺史氏と毛野国との濃密な関係の一面を想定させる一例となろう。

7. あとがき

松岳山古墳と群の古代史上の位置づけは周辺の前期古墳も含めた河内の古墳そのものの研究から出発することは言うまでもない。5世紀に入って河内平野に出現する古市・百舌の巨大古墳群が倭の統一を示す記念物であることも確かである。この統一という支配形態が大化後のそれと異なる政治形態であったとしても、漢、韓に例をひくまでもなく統一政権の樹立された姿として理解されることはいうまでもないところであろう。これら大王墓と呼ぶ巨大墳出現の背景には豊城命系譜に見られるような勇猛な皇親将軍の活躍が統一をすすめる原動力であった。景行紀に伝えられる「日本武尊」の説話はまさに豊城命系の八網田・彦狭島にはじまる荒田別・鹿我別・竹葉瀬・田道ら皇親将軍 活躍の投影であろう。

日葉酢媛陵については『記・紀』『延喜諸陵寮式』に伝えられるだけでなく『菅家御伝記』にもまた被葬者と墓所の所在がのべられていて、少なくとも「諸陵寮式」の撰せられた平安時代初期は確かな陵墓伝承があったものと思われる。同様に各氏族にあっても各々の始祖伝承や累代墳墓の地についても正確に伝えられているようである。『日本後紀』 桓武天皇延暦十八年条に「正四位下行左大弁兼右衛士督皇太子学士伊勢守菅野朝臣真道等言、己等先祖葛井、船、津、三氏墓地、在河内国丹比郡野中寺以南、名曰寺山、子孫相守、累世不侵、而今樵夫成市、採伐家樹、先祖幽魂、永失所帰、伏請依旧令禁、許之、」や、『三代実録』 陽成天皇元慶三年条に「河内国高安郡人常陸權少目從八位上常澄宿祢秋雄。……賜姓高安宿祢。秋雄等自言。先祖。後漢光武皇帝。孝章皇帝之後也。裔孫高安公陽倍。天万豊日天皇御世立高安郡。……望請改八戸常澄兩姓。復本姓高安也。」のごとく父祖の埜地や氏祖伝承は官省においても基本的には信頼できるものとして認めている好例の一つである。

松岳山古墳群が豊城命系の墳墓であることの伝えは文献および伝承を持たないが、武埴安彦の乱と河内青玉繫さらに鳥取氏の河内本貫を併せ考えると上述の経緯が想定され、また河内田辺史氏が上毛野朝臣を假冒する由縁の一つに三輪政権以来の河内の拠点、のちの河内山下田を領した田辺史氏家に松岳山古墳群の被葬者伝承が継がれていたものであろうことを想定した。それは河内田辺史氏が、中央政界で律令撰修にはじまる活躍をした系流でなく、豊城命系の毛野国に出向いた皇親、上毛野公族の文籍資人として共にあったことと相携える伝承と思われる。

江戸時代以来の船氏の墓誌と松岳山については群とは直接関係をもたないものと考え別稿の機会を待ちたいと思っている。

註

1. 『河内松岳山古墳の調査』序記で藤貞幹説がくわしく述べられている。
2. 『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』第五輯 昭和9年
『考古学雑誌』39の1 昭和28年
3. 北野耕平「国分ヌク谷北塚古墳」(『河内における古墳の調査』) 1964
4. 『柏原市所在遺跡発掘調査概報』柏原市文化財報告 1982—VII
5. 齊藤 忠「松岳山古墳に関する二、三の考察」(『古代学』16の2、3、4) 昭和44年
6. 文献名を省略するが、古市古墳成立についての論考は多い。要約すると考古学からの説は松岳山古墳群から古市古墳に成長したとするもの松岳山古墳群と玉手山古墳群との連合勢力によるものに二大別される。また古市古墳中の古式古墳を意識して関連づけようとする考えもあるようである。
7. 『河内松岳山古墳の調査』で用途・機能の考察が述べられている。
8. 石田茂輔「日葉酢媛命陵の資料について」(『書陵部紀要』第19号所収) 昭和42年
『書陵部紀要所収陵墓関係論文集』
9. 皇親の名称は前掲(3)における北野耕平氏の用語・語意をそのまま使用した。
10. 前掲(8)
11. 『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第三冊 大正11年
12. 間壁忠彦・間壁葎子『吉備古代史の未知を解く』II・石の軌跡 昭和56年
13. 時期は降るが「雄略紀」の志紀大県主・「清寧前紀」の「天皇即ち使を遣して、上道臣等を噴讒めて其の領むる山部を奪ひたまふ。」
14. 『八尾市史・大阪府全志・中河内郡誌』ほか
15. 『大阪文化誌』第6号 1976、大阪府教育委員会『水越遺跡説明会資料』昭和53年
16. 『柏原市所在遺跡発掘調査概報』柏原市文化財報告1982—VII 1983
17. 『河内高井田・鳥坂寺跡』大阪府文化財調査報告 第19輯 1968
18. 吉田東吾『地名辞書』・『東鳥取村誌』ほか
19. 前沢輝政『毛野国の研究』 1982
20. 本郷大塚古墳(群馬郡榛名町本郷)円礫による竪穴式石室
21. 『田辺廃寺跡発掘調査概要』大阪府文化財調査概要1971—2 1972
22. 『続日本紀研究』8—12 昭和36年
23. 『日本上古史研究』3—4(28) 昭和34年
24. 『日本上古史研究』5—11(59) 昭和36年
25. 平凡社『大阪府の地名』日本歴史地名大系28 1986
26. 『仏教考古学論叢』考古学評論第三輯 昭和16年

27. 藤井直正「讃岐開法寺考」(『史跡と美術』第485) 昭和53年
28. 『日本書紀』 雄略天皇九年秋七月壬辰朔条
29. 『平安政治史研究』 昭和53年
30. 大和岩雄「『弘仁私記』序考」(『日本書紀研究』第9冊) 昭和51年
31. 『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』第三輯 大阪府下に於ける主要な古墳墓の調査(其の一) 昭和7年・堀田啓一「大阪の考古学」(『大阪の歴史』所収)昭和54年
32. 『飛鳥・白鳳の古瓦』 昭和57年